県章

三重県公報

令和元年7月5日（金）
第　18　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
156	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	2
157	同件	（　同　）	3
158	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（　同　）	4
	選　管　告　示		
33	政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体	（選挙管理委員会）	4
	公　　告		
	三重県環境影響評価条例による聴取会を開催する旨	（地球温暖化対策課）	5
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	（担い手支援課）	6
	土地改良区の定款変更の認可	（農地調整課）	7
	土地改良区の解散認可	（　同　）	7
	同件	（　同　）	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	7
	同件	（　同　）	7

告　　示

三重県告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年7月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

明和町複合商業店舗

多気郡明和町大字有爾中字発し943

2　変更事項

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名称	所在地
（仮称）明和町複合商業店舗	多気郡明和町大字有爾中字発し943

（変更後）

名称	所在地
明和町複合商業店舗	多気郡明和町大字有爾中字発し943

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	氏名
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301番地	植杉　好英
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧　雄一郎

（変更後）

氏名又は名称	住所	氏名
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301番地	田中　勇
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧　雄一郎

(3)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	氏名
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301番地	植杉　好英
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧　雄一郎
未定	―	―

（変更後）

氏名又は名称	住所	氏名
スーパーサンシ株式会社	四日市市河原田町1301番地	田中　勇
株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧　雄一郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合　映治

(4)　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）

	出入口の数	出入口の位置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	―

（変更後）

	出入口の数	出入口の位置
駐車場	5 箇所	縦覧による
合計	5 箇所	―

3　変更年月日

2(1)　平成 29 年 4 月 27 日

2(2)及び(3)　平成 30 年 3 月 2 日

2(4)　令和元年 6 月 27 日

4　変更理由

2(1)　店舗名称が確定したため

2(2)　建物設置者の代表者の変更のため

2(3)　小売業者の確定及び代表者の変更のため

2(4)　駐車場の配置計画の変更のため

5　届出の日

令和元年 6 月 21 日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和元年 7 月 5 日から同年 11 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 157 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー明和店本館

多気郡明和町大字有爾中字五反田 165 番地ほか

2　変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）

	出入口の数	出入口の位置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	―

（変更後）

	出入口の数	出入口の位置

駐車場	4 箇所	縦覧による
合計	4 箇所	―

3　変更年月日
　令和元年 6 月 27 日
4　変更理由
　駐車場の配置計画の変更のため
5　届出の日
　令和元年 6 月 21 日
6　届出等の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　令和元年 7 月 5 日から同年 11 月 5 日まで
　開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 158 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　（仮称）ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ鈴鹿店
　鈴鹿市南玉垣町 3628 ほか 12 筆
2　鈴鹿市から聴取した意見
(1)　駐車需要の充足等交通に係る事項
　出入口ｂの出口について、店舗敷地内に右折禁止の看板と路面標示を設置すること。
　出入口ｂから右折出庫できないように出口前面の市道のセンターライン付近にポストコーン等を設置すること。
　上記のポストコーン等を設置する際には、鈴鹿暁郵便局への利用者の出入に支障にならないよう注意するとともに、暁町自治会へ事前説明を行い、同自治会の了解を得た上で設置すること。
(2)　騒音の発生に係る事項
　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。
　近隣から騒音による苦情が発生したときは、誠意を持って対応すること。
(3)　廃棄物に係る事項
　事業活動に伴い生ずる廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物等の廃棄物の区分に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
(4)　その他の事項
　周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等には十分配慮すること。
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　令和元年 7 月 5 日から同年 8 月 5 日まで
　開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選　管　告　示

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 31 年 4 月 2

日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第３項の規定により公表します。

令和元年７月５日

三重県選挙管理委員会委員長　髙　木　久　代

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党菰野町支部	佐藤孝幸	鈴木健幸	三重郡菰野町大字永井3003	政党
桑名大改革の会	谷口洋樹	谷口洋樹	桑名市江場393	
地域活性化懇話会	永田正巳	永田正憲	四日市市采女町348	
つばさ会	畦地健市	尾上友康	北牟婁郡紀北町相賀321-1	
豊田みつはる後援会	山城　繁	竹下昌広	津市白塚町921-1	
永作邦夫後援会	永作正夫	永作晴代	松阪市上川町1326	
中村浩三と桑名をわくわくさせる会	中村浩三	中村里子	桑名市本願寺243	
濵口三代和後援会	濵口三代和	濵口三代和	志摩市志摩町片田2980	
平野美津子後援会	山本　満	河原佳子	南牟婁郡紀宝町鵜殿1464	
前田孝也後援会	広岡俊昭	前田真子	伊賀市猪田530-71	
宮﨑えいきと市政を考える会	宮﨑栄樹	前山祐機	伊賀市阿保821	
民主青年党	瀬野　亙	瀬野アルリンリベラ	津市白塚町3374	
山岸たけのりと奥伊勢未来研究会	山岸丈哲	今井　稔	多気郡大台町佐原1012	
山口よしつぐ後援会	山口義嗣	山口洋子	鈴鹿市高岡台2-20-6	
脇康彦後援会	脇　康彦	脇　康彦	三重郡川越町豊田659-5	
川合滋後援会	川合　滋	川合　滋	名張市箕曲中村74-1	
佐藤しげじ後援会	佐藤茂治	佐藤茂治	北牟婁郡紀北町相賀874-12	
せさき伸一後援会	西村幸義	野村要一	鳥羽市畔蛸町127-11	
せさき伸一をはげます会	瀬﨑博臣	野村要一	鳥羽市畔蛸町187	
たき勝弘後援会	豊田光治	竹下昌弘	津市白塚町928	
中山貴生と伊勢の発展を志す会	中山貴生	亀井洋太	伊勢市中村町225-28	
西井かずひろ後援会	西井一浩	新居田　章	伊勢市本町2-4	
西川もりや後援会	中森和夫	西川笑美子	尾鷲市北浦西町1432	
ヒロガキトモタカサポーターズ	増井義久	北村陽平	伊勢市宮川2-5-15	

公　　告

三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）第20条第２項の規定により、聴取会を次のとおり開催します。

令和元年７月５日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

（仮称）菰野インター周辺地区土地区画整理組合設立準備会　会長　伊藤　弘幸

三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地　菰野町都市整備課まちづくり推進室

2　対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）菰野インター周辺地区土地区画整理事業　（土地区画整理事業）

施行地区の面積　46.63ｈａ

3　対象事業実施区域

三重郡菰野町大字潤田地内及び大字音羽地内

4　聴取会の開催の日時及び場所

令和元年８月７日（水）午後７時から（開場　午後６時30分）

菰野町役場４階大会議室（三重郡菰野町大字潤田1250番地）

5　意見を聴こうとする事項

（仮称）菰野インター周辺地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に関する環境の保全の見地からの意見

6　意見陳述の申出に関する事項

聴取会に出席して意見を陳述しようとする方は、申出期限までに、次に掲げる事項を記載した書類（任意様式）を申出先まで提出してください。

(1)　申出書の記載事項

ア　氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに聴取会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名）

イ　対象事業の名称

ウ　環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語で記載する。）

エ　意見陳述の申出人の電話番号（通常の連絡先及び緊急の連絡先）

(2)　申出先

〒514-8570　三重県津市広明町13番地　三重県環境生活部地球温暖化対策課

電話番号　059-224-2366　ファクシミリ　059-229-1016

(3)　申出方法

持参、郵送又はファクシミリ

(4)　申出期限

令和元年７月24日（水）（午後５時必着）

7　その他

意見陳述の申出が多数の場合は、意見陳述人は抽選により選定することがあります。

申出期限までに意見陳述の申出がない場合には、聴取会は開催しません。また、天災その他やむを得ない理由により、聴取会の日時、会場等を変更することがあります。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第３項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

令和元年７月５日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
片岡　節男	いなべ市	いなべ市藤原町本郷字野田 1258-1 ほか5筆
株式会社　神尾農園	鈴鹿市	鈴鹿市肥田町上ノ坪211ほか4筆
株式会社　ライスセンターいとう	鈴鹿市	鈴鹿市北若松町池端1963
有限会社　ドリームファームスズカ	鈴鹿市	鈴鹿市土師町深田1151ほか1筆
有限会社　喜多村アグリ	松阪市	松阪市東黒部町字苅ハメ875ほか4筆
西岡　孝明	伊勢市	伊勢市粟野町北浦355
株式会社　小林農産	多気郡明和町	伊勢市粟野町菱池1395ほか17筆

農事組合法人　三重伊賀里山整備活用組合	名張市	名張市赤目町相楽 880 ほか 25 筆
上西　啓資	熊野市	熊野市金山町恩如地 2818-1 ほか 1 筆
武田　修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町志原コマヅメ 2552

2　農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1)　縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2)　縦覧期間

令和元年 7 月 5 日から同月 18 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620 番地 3）の定款の変更を認可しました。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、保々南土地改良区（四日市市中野町 149 番地 1）の解散を令和元年 6 月 26 日認可しました。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定により、原土地改良区（度会郡玉城町原 3201 番地）の解散を令和元年 6 月 26 日認可しました。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

亀山都市計画第一種市街地再開発事業

亀山駅周辺 2 ブロック地区第一種市街地再開発事業

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、亀山市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年 7 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　都市計画の種類及び名称

亀山都市計画高度利用地区

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/